

多摩市告示第 330 号

多摩市街づくり条例（平成18年多摩市条例第30号）第53条第1項の規定により開発事業に関する協定の締結を行ったので、同条第3項の規定に基づき次のように告示し、これを縦覧に供する。

令和5年6月7日

多摩市長 阿部 裕 行

- 1 事業名称 多摩市関戸五丁目19番1ほか・6棟宅地計画
- 2 開発事業地番 多摩市関戸五丁目19番1外
- 3 縦覧場所 多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市役所
都市整備部 都市計画課
- 4 縦覧期間 令和5年6月7日から令和5年6月20日まで
- 5 縦覧時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで